

「注意・嚴重注意」および「処分」結果の公表基準ガイドライン

公益財団法人日本学生野球協会

公益財団法人全日本大学野球連盟

公益財団法人日本高等学校野球連盟

処分結果の公表基準ガイドライン

以下の基準(1)ないし(5)に基づき、処分結果を公表する。

- 1 基準(1) ①処分内容、②処分理由の要旨は公開する。
- 2 基準(2) 処分対象者の団体名または氏名の公開に関する原則は、以下のとおりとする。
 - (1) 学生野球団体、野球部
学生野球団体名および加盟校名は公開する。
 - (2) 指導者、審判員、学生野球団体の役職員
ア 処分対象者名は非公開とする。
イ 処分対象者の所属学生野球団体名および加盟校名は公開する。
ウ 処分対象者の地位は公開する。
 - (3) 部員
処分対象者名は非公開とする。
- 3 基準(3) 公開範囲の縮小
事案の内容に照らして、上記の基準で公開することが、処分対象者以外の名誉・プライバシーを侵害する恐れがある場合については、公開範囲を縮小することができる。公開範囲の縮小措置を例示すると以下のとおりである。
 - ① 公開対象情報の一部を非公開とする。
 - ② 処分対象者の所属等を匿名化した上で公開する(A 県 B 校の監督に対する謹慎処分等)。
 - ③ 処分理由を抽象化する(いじめ行為等で、具体的な行為を示すことが適切でない場合に「いじめ行為」とする。)
- 4 基準(4) 公開範囲の拡大
社会的な注目を集めている事案で、先行する報道等で、処分対象者の氏名、所属する学生野球団体または加盟校名が明らかになっている場合等の特段の事情がある場合には、処分対象者の氏名、所属する学生野球団体または所属する加盟校名の全部ないし一部を公開する。
- 5 基準(5) 公開範囲の縮小または拡大についての判断
基準(3)および(4)による公開範囲の縮小または拡大については、日本学生野球協会審査室が処分決定をする際に、次の事情を考慮して決定する。
 - ① 処分が適正になされているか否かを検証する機会を設けるとの目的に照らし、処分結果を

公開する要請。

- ② どのような憲章違反行為が生じているかを示し、憲章を遵守する措置を講じる機会とする目的に照らし、公開する要請。
- ③ 処分を受けた者が、必要以上に社会的な制裁を受けることがないようにするための配慮としての非公開の要請。
- ④ 処分対象者以外の名誉・プライバシーを侵害することを防止する要請。

注意・厳重注意の公表基準ガイドライン

- 1 注意・厳重注意については、原則非公開とする。
- 2 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、社会的な注目を集めている事案で、先行する報道等で、処分対象者の氏名、所属する学生野球団体または加盟校名が明らかになっている場合等の特段の事情がある場合には、「注意・厳重注意」対象者の氏名、所属する学生野球団体または所属する加盟校名の全部ないし一部を公開することができる。

ガバナンスコードの要請と本ガイドラインを提案する理由

- 1 ガバナンスコードでは、「処分対象者のプライバシーについても配慮した上で、処分結果の公表基準を定め、これにしたがって、公表の有無および公表の内容を決定することが望まれる。」(スポーツ団体ガバナンスコード原則 10)と定め、①「処分結果の公表基準」を定めること、②公表基準に基づき、「公表の有無および公表の内容を決定」をすることが求められています。
- 2 日本学生野球協会は、処分結果の公表に関しては、「日本学生野球協会審査室は、審査結果を適当な方法により公表する。」(処分に関する規則第 12 条第 2 項)と定めていますが、「処分結果の公表基準」に関する基準の細則はありません。

日本学生野球協会の現在の運用は、関係者のプライバシーの保護が必要な場合は、その都度「A 県 B 校の野球部あるいは指導者に対する処分」というような匿名化をして公表する運用がなされています。

憲章違反行為に対して、違反行為をした部員への憲章第 27 条第 1 項に基づく処分については、「部員」への処分の措置がなされていない運用であるため、「処分結果の公表基準」に関する運用も存しません。

- 3 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、「注意・厳重注意および処分申請等に関する規則」で、「注意・厳重注意は原則として公表しない。ただし、審議委員会が特段の事情を認めた場合は注意・厳重注意を公表することができる。」(第 14 条)としています。
- 4 処分結果の公表は、①処分が適正になされているか否かを検証する機会を設ける目的、②どのような憲章違反行為が生じているかを示し、憲章を遵守する措置を講じる機会とする目的があります。

一方で、③処分を受けた者が、必要以上に社会的な制裁を受けることがないようにするための配慮としての非公開の要請、④処分対象者以外の名誉・プライバシーを侵害することを防止する要請にも配慮する必要があります。

- 5 憲章第 27 条に基づく「処分」は、「注意・厳重注意」に比較して、重大な憲章違反行為の場合ですから原則公開とし、憲章第 26 条に基づく「注意・厳重注意」については原則非公開とする基本的な考え方は合理性があります。
- 6 「注意・厳重注意」については、原則非公開ですので、例外的に公開とするか否か、例外的に公開とする場合は、その公開の範囲については、個々の事案に照らして審議委員会の裁量とするのは合理的な運用です。「処分」については、公開の範囲については、現在の運用を基準として明確にすることが必要です。そこで、あらたに、「処分結果の公表基準ガイドライン」を定めます。
- 7 現在の運用を文書化することを基本として、提案したものです。
- 8 令和 6 年 10 月 3 日から同月 23 日まで実施した意見公募においては、本基準について、「原則、処分に関する一般公開は行わないようにしていただきたい。該当校の生徒、関係者への負の影響が大きい。」との意見が寄せられました。

本基準は、上記のとおり、公表の有無、公表の方法と内容に関して、第 4 項の①～④を総合考慮して、上記のとおり基準を設けたものであります。「該当校の生徒、関係者への負の影響」は、③として考慮した上で定めた点を御理解いただきたいと考えております。

以上

本ガイドラインは令和 7(2025)年 2 月 6 日制定 令和 7(2025)年 4 月 1 日から施行する。